

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

告示	ページ
○ 道路の区域変更（6件）【建設局総務部管理課】	1578
○ 北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務の委託（2件）【市民文化スポーツ局松本清張記念館】	1585
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境保全課】	1587
○ 街区の区域変更【市民文化スポーツ局市民部区政課】	1590

## 公告

○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（4件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】	1592
○ 北九州都市計画地区計画の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】	1600
○ 北九州都市計画地区計画の変更原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】	1601

## 上下水道局

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部総務課】	1602
-------------------------------------	------

北九州市告示第 2 4 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 4 年 6 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 6 1	門司東本町線	前	北九州市門司区大字門司 3 4 9 4 番 4 地先から 北九州市門司区大字門司 3 4 9 1 番 1 地先まで	9. 6 ∩ 11. 5	29. 3
		後	北九州市門司区大字門司 3 4 9 4 番 4 から 北九州市門司区大字門司 3 4 9 1 番 1 地先まで	12. 2 ∩ 14. 1	

北九州市告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
63	長行田町線	前	北九州市小倉南区長尾五丁目198番1から 北九州市小倉南区長尾四丁目344番5地先まで	8.5 ゝ 14.3	97.0
		後	北九州市小倉南区長尾五丁目198番1から 北九州市小倉南区長尾四丁目344番5地先まで	9.5 ゝ 16.7	97.0

北九州市告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
763	長行東1号線	前	北九州市小倉南区長尾五丁目203番1地先から北九州市小倉南区長尾東二丁目196番2地先まで	3.7 ↘ 3.9	53.0
		後	北九州市小倉南区長尾五丁目203番1から北九州市小倉南区長尾東二丁目195番2まで	5.5 ↘ 7.1	

北九州市告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1114	蟹住6 1号線	前	北九州市若松区大字蟹住 1912番1地先から 北九州市若松区大字蟹住 1910番1地先まで	4.4 ↳ 6.2	10.4
		後	北九州市若松区大字蟹住 1913番2から 北九州市若松区大字蟹住 1910番1地先まで	8.0 ↳ 13.0	

北九州市告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
3149	木屋瀬69号線	前	北九州市八幡西区木屋瀬五丁目17番4地先から 北九州市八幡西区木屋瀬五丁目13番地先まで	4.3 ∩ 6.0	63.0
		後	北九州市八幡西区木屋瀬五丁目17番4から 北九州市八幡西区木屋瀬五丁目13番地先まで	6.0 ∩ 6.8	63.0
5830	木屋瀬82号線	前	北九州市八幡西区木屋瀬五丁目143番5地先から 北九州市八幡西区木屋瀬五丁目145番3地先まで	4.0 ∩ 4.7	65.8
		後	北九州市八幡西区木屋瀬五丁目143番5地先から 北九州市八幡西区木屋瀬	5.4 ∩ 7.0	65.8

			五丁目145番3まで		
5835	木屋瀬 87号 線	前	北九州市八幡西区木屋瀬 五丁目170番2地先か ら 北九州市八幡西区木屋瀬 五丁目149番1地先ま で	3.4 } 4.3	142.0
		後	北九州市八幡西区木屋瀬 五丁目170番2地先か ら 北九州市八幡西区木屋瀬 五丁目149番1まで	5.8 } 9.0	142.0

北九州市告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1851	山路松尾町3号線	前	北九州市八幡東区山路松尾町953番地先から 北九州市八幡東区山路松尾町974番2地先まで	1.8 ∩ 5.5	147.0
		後	北九州市八幡東区山路松尾町953番から 北九州市八幡東区山路松尾町974番2地先まで	19.4 ∩ 34.5	



北九州市告示第249号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社八重洲ブックセンター	東京都中央区八重洲二丁目5番1号	平成24年6月1日から同年8月31日まで

北九州市告示第250号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店ブックセンタークエスト	北九州市小倉北区馬借一丁目4番7号	平成24年5月1日から平成25年2月28日まで
株式会社三省堂書店神保町本店	東京都千代田区神田神保町1番1号	平成24年5月1日から平成25年2月28日まで
株式会社東京堂店売事業本部東京堂書店神田神保町店	東京都千代田区神田神保町1番17号	平成24年5月1日から平成25年2月28日まで
株式会社八重洲ブックセンター	東京都中央区八重洲二丁目5番1号	平成24年5月1日から平成25年2月28日まで
丸善書店株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番4号	平成24年5月1日から平成25年2月28日まで
株式会社紀伊國屋書店新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目17番7号	平成24年5月1日から平成25年2月28日まで

北九州市告示第 251 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 24 年 6 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市小倉北区許斐町 1 番地

住友金属工業株式会社棒鋼・線材カンパニー小倉製鉄所  
所長 加藤芳充

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市小倉北区許斐町 1 番地

住友金属工業株式会社棒鋼・線材カンパニー小倉製鉄所

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	61 号口 ガス冷却洗浄施設
名称	線材加熱炉 N o . 1 排ガス冷却施設
能力	23, 600 m <sup>3</sup> N/時間

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
工事着手予定年月日	許可日以降
工事完成予定年月日	許可日以降
使用開始予定年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの量及び汚染状態

名称	線材加熱炉 N o . 1 排ガス冷却施設
----	-----------------------

汚水等の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常	20
	最大	20
水素イオン濃度	7.0～9.0	
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	10
	最大	20
浮遊物質量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	500
	最大	1000
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	0.5
	最大	3.0
燐含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	0.5
	最大	2.0
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	2.0
	最大	5.0

(4) 排水水に関する事項

ア 排水口名

№. 7排水口

イ 水質

排水口名	№. 7排水口	
排水水の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常	4,000
	最大	4,200
水素イオン濃度	7.0～9.0	
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	7.0
	最大	14.0
浮遊物質量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	10
	最大	30
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	0.5
	最大	3.0
燐含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	0.5
	最大	2.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	1.0
	最大	2.0

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年6月18日から同年7月9日まで（日曜日及び土曜日を除く  
毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した  
文書を、平成24年7月9日までに上記縦覧場所に到着するように提出する  
こと。

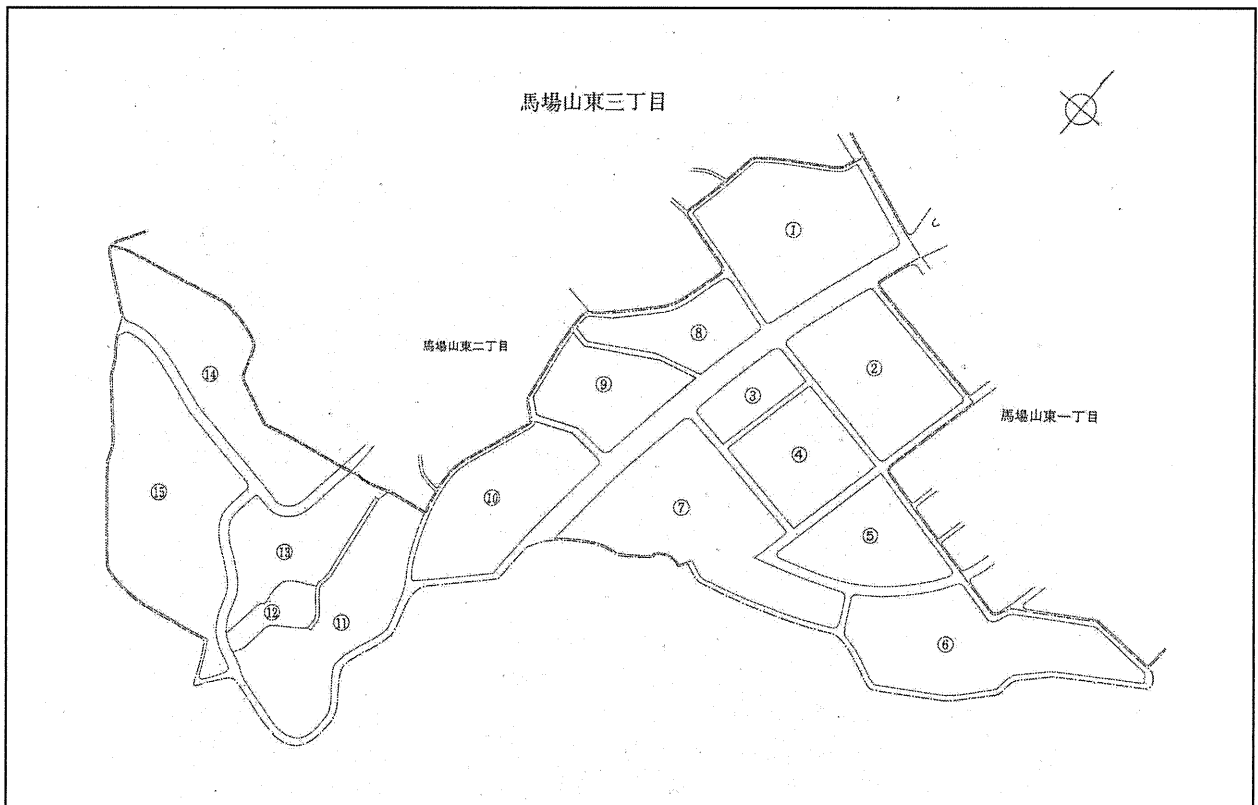
北九州市告示第252号

北九州市住居表示に関する条例（昭和41年北九州市条例第4号）第2条の規定により、別図1の北九州市八幡西区馬場山東三丁目3番の街区の区域を別図2のとおり変更し、平成24年6月18日から実施するので告示する。

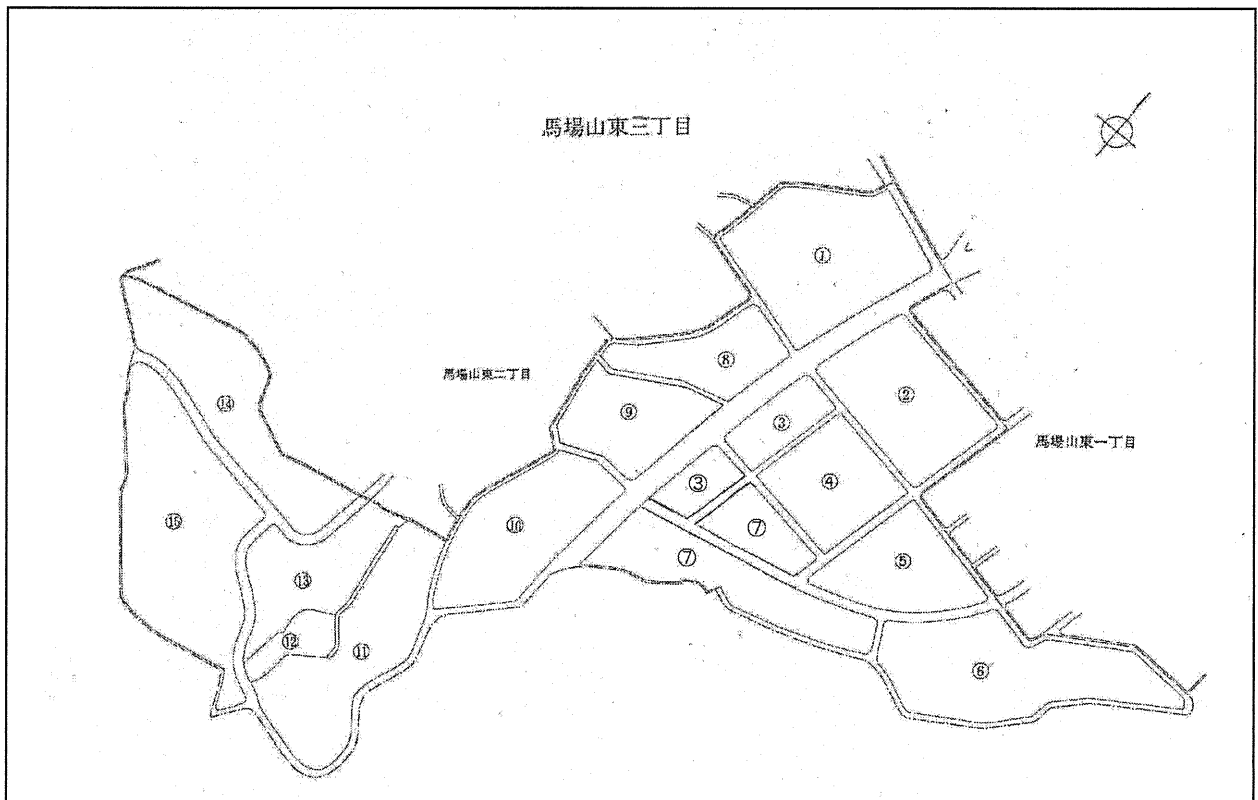
平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

別図 1



別図 2



北九州市公告第401号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北九州市戸畑区汐井町2番2号  
イオン戸畑ショッピングセンター
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 若林辰雄
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
    - ア 変更前  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 岡内欣也
    - イ 変更後  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 若林辰雄
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
イオン九州株式会社  
代表取締役 岡澤正章  
ほか57者
    - イ 変更後



福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオン九州株式会社

代表取締役 山口聡一

ほか39者

4 変更の年月日

第3項第1号について 平成24年4月1日

同項第2号について 平成24年5月10日

5 変更する理由

店舗設置者の代表者の変更並びに小売業者の名称及び住所並びに代表者の変更並びに小売業者入れ替えのため。

6 届出年月日

平成24年6月7日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年6月18日から同年10月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年10月17日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第402号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北九州市若松区二島一丁目3番1号  
イオン若松ショッピングセンター
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
福岡県中間市上蓮花寺一丁目2番1号  
グリーンプラザ開発株式会社  
代表取締役 冷牟田 茂一
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
イオン九州株式会社  
代表取締役 岡澤正章  
ほか44者
  - (2) 変更後  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
イオン九州株式会社  
代表取締役 山口聡一  
ほか45者
- 4 変更の年月日  
平成24年5月10日
- 5 変更する理由  
小売業者の名称及び住所並びに代表者の変更並びに小売業者入れ替えのため。

6 届出年月日

平成24年6月11日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年6月18日から同年10月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年10月17日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北九州市戸畑区汐井町2番2号  
イオン戸畑ショッピングセンター
- 2 大規模小売店舗の設置者  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 若林辰雄
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ア 変更前  
午前8時
    - イ 変更後  
午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前  
午前7時から午前1時まで
    - イ 変更後  
午前6時30分から午前1時まで
- 4 変更する年月日  
平成24年6月9日
- 5 変更する理由  
営業施策上の理由のため。
- 6 届出年月日  
平成24年6月7日
- 7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号  
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号  
北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年6月18日から同年10月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年10月17日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北九州市若松区二島一丁目3番1号  
イオン若松ショッピングセンター
- 2 大規模小売店舗の設置者  
福岡県中間市上蓮花寺一丁目2番1号  
グリーンプラザ開発株式会社  
代表取締役 冷牟田茂一
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ア 変更前  
午前9時
    - イ 変更後  
午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前  
午前8時30分から午前0時30分まで
    - イ 変更後  
午前6時30分から午前0時30分まで
- 4 変更する年月日  
平成24年6月12日
- 5 変更する理由  
営業施策上の理由のため。
- 6 届出年月日  
平成24年6月11日
- 7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号  
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号  
北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年6月18日から同年10月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年10月17日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成24年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
地区計画
- 2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
空港北町地区地区計画	北九州市小倉南区空港北町2番地内
鉄王一丁目地区地区計画	北九州市八幡西区鉄王一丁目地内

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成24年6月18日から同年7月2日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成24年6月18日から7月2日までに到着するように提出すること。



北九州市公告第406号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成  
手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次  
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する  
者は、当該地区計画の原案について、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して  
1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成24年6月18日

北九州市長 北橋健治

- 1 都市計画の種類  
地区計画
- 2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
青葉台サイエンスパーク 地区計画	北九州市若松区青葉台西六丁目地内

- 3 都市計画の変更原案の縦覧場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建築都市局計画部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成24年6月18日から同年7月2日まで（日曜日及び土曜日を除く毎  
日午前8時30分から午後5時15分まで）
- 5 意見書の提出要領  
当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文  
書を、平成24年7月9日までに上記縦覧場所に到着するように提出するこ  
と。

## 北九州市上下水道局公告第25号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条の規定により準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月18日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

### 1 調達内容

#### (1) 特定役務の名称及び数量

北九州市上下水道局公用自動車の借入れ及び保守業務 一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成24年9月28日から平成34年9月27日まで

#### (4) 履行場所 北九州市上下水道局が指示する場所

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条により準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市上下水道局から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成24年7月4日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

イ 日時 公告の日から平成24年7月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所西棟地下2階第1入札室

イ 日時 平成24年7月23日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成24年7月4日までに競争参加の申出書を北九州市上下水道局総務経営部経営企画課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領時間 第1号アの場所に書留郵便により、平成24年7月27日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 平成24年7月30日午前10時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）の規定において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程の規定において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程の規定において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程の規定において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3141

6 Summary:

(1) Product and Quantity: All aspects regarding the lease and maintenance of the Water and Sewer Bureau official cars owned by the City of Kitakyushu.

(2) Deadline of Tender (by hand)  
10:00a.m. July 30, 2012

(3) Deadline of Tender (by mail)  
5:00p.m. July 27, 2012

(4) For further information, please contact: Administration and Planning Division, General Affairs and Administration Department, Water and Sewer Bureau, City of Kitakyushu